

# 防災情報ネットワーク事業実施要領

制定 平成21年 3月31日付け20農振第2188号

農林水産省農村振興局長通知

最終改正 令和4年12月2日付け4農振第2155号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

(農林水産省) 農村振興局長

## 第1 趣旨

防災情報ネットワーク事業（以下「本事業」という。）の実施に関しては、防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

## 第2 事業内容

1 要綱第2の防災情報ネットワーク設備は、次に掲げるものとする。

(1) 国営造成土地改良施設にあっては、次に掲げる設備

①防災中央データセンターの設備

ア システム（防災中央データセンターシステム、情報提供システム等）

イ 機器等（サーバ、ルータ等）

②各地区の設備

ア システム（XML変換プログラム等）

イ 機器等（サーバ、ルータ等）

ウ ア及びイに掲げるもののほか、防災情報の収集、伝達等を行うために必要な雨量計、水位計、ウェブカメラ、送信設備等の設備

(2) 防災重点農業用ため池（ただし、国営造成土地改良施設を除く。）にあっては、ため池防災支援システム

なお、ため池防災支援システムは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が共同研究グループとともに開発したシステムであり、国はシステムの知的財産権を有する農研機構及び共同研究グループと利用許諾契約を無償で締結したうえで、システムの保守運用及び改修（研究開発のためのものを除く。）を行う。

(3) 国営造成土地改良施設等が被災し、又はその可能性がある場合において、緊急に防災情報の収集、伝達等を行うために必要な情報収集機器、通信機器、輸送機材等の設備

(4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、本事業の目的を達成するために必

## 要な設備

2 要綱第2の非常時対策は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 実施内容

国が策定した非常時対応のための行動計画に基づく災害応急用ポンプ等の運搬、運転、点検、整備、保守を実施する。

### (2) 対象範囲

要綱第4の災害応急用ポンプ等は、次に掲げるものをいう。

- ア 排水ポンプ車
- イ 応急用ポンプ
- ウ 発動発電機
- エ 操作盤、分電盤
- オ 運搬車両及び運搬機械
- カ 災害時に必要なもの

## 第3 事業実施状況の報告

地方農政局長等は、要綱第6に基づき、別紙様式により、本事業の実施状況を、事業実施年度の翌年度の5月末日までに農林水産省農村振興局長に報告するものとする。

## 附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の防災情報ネットワーク事業実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

別紙様式

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿  
(北海道及び沖縄県にあっては農林水産省農村振興局長)

地方農政局長  
〔北海道にあっては国土交通省北海道開発局長〕  
〔沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

防災情報ネットワーク事業実施要綱（平成21年3月31日付け20農振第2187号農林水産事務次官依命通知）第6に基づき、下記のとおり報告します。

記

年度 防災情報ネットワーク事業実施状況報告書

1 防災情報ネットワーク設備

土地改良調査管理事務所等名	
(1) 事業内容	
(2) 事業費内訳（実績）	
※地区別に記載すること。	
(3) 事業の実施結果についての考察	
(4) 防災情報ネットワーク事業実施要領第2で実施する内容	
※当該設備を整備した年度において、地区別に設備名及び必要性を記載すること。	
(5) 今後の事業予定	

2 非常時対策

土地改良技術事務所等名				
(1) 実施状況				
名称・規格等	数量	事業内容	事業費	備考
計				
(2) 今後の事業予定				